

介護付有料老人ホーム 鎌倉静山荘  
重要事項説明書

特定施設入居者生活介護  
重要事項説明書

一般財団法人 友愛会

介護付有料老人ホーム 鎌倉静山荘  
鎌倉市津西1丁目24番15号



第4号様式(第7条関係)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成30年7月1日

1 事業主体概要

事業主体名	一般財団法人 友愛会
代表者名	足立 良介 (代表理事)
所在地	〒248-0034 神奈川県鎌倉市津西1丁目24番15号
電話番号/FAX番号	0467-31-6711/0467-31-2479
ホームページアドレス	http://www.yuuaikai.or.jp/
資本金(基本財産)	基本財産の設定なし
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	坂巻 定右衛門 現金20,000,000円 坂巻 万蔵 現金1,000,000円(土地・建物)
設立年月日	昭和43年4月1日 ※平成26年4月1日より一般財団法人移行
直近の事業収支決算額 ※2	[鎌倉静山荘の経常収支] 収益:201,764,021円/費用:187,774,302円/損益:13,989,719円
会計監査人との契約	無・有( )
他の主な事業	無し

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	鎌倉静山荘	
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付(一般型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	1 県指定介護保険特定施設 (番号1472101250、指定年月日 平成17年4月1日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型(介護予防・介護予防(外部サービス利用型)) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	1 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	2.5:1 以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可・移行型(無し)
	開設年月日	昭和44年10月1日
施設の管理者氏名	足立 良介(施設長)	
所在地	〒248-0034 鎌倉市津西1丁目24番15号	
電話番号	0467-31-6711	
交通の便 ※3	湘南モノレール片瀬山駅下車 徒歩7分	
ホームページアドレス	http://www.yuuaikai.or.jp/	

敷地概要 ※ 4	権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約 定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 2015年11月19日～2035年11月18日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 有・無 敷地面積 11048.91 m <sup>2</sup>																																																							
建物概要	権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約 定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 2015年11月19日～2035年11月18日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 有・無 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建(一部5階建) 延床面積 1918.7 m <sup>2</sup> (うち有料老人ホーム1918.7m <sup>2</sup> ) 建築年月日 昭和44年9月15日建築 改築年月日 平成17年3月15日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他( )																																																							
居室、一時介護室の概要	居室総数 41室 定員 44人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" data-bbox="579 824 1361 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>41室</td> <td>16.5m<sup>2</sup>～ 18.9m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>3室</td> <td>m<sup>2</sup>～ 23.6m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	41室	16.5m <sup>2</sup> ～ 18.9m <sup>2</sup>	うち2人定員	3室	m <sup>2</sup> ～ 23.6m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	一時介護室	個室	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																										
	居室定員	室数	面積																																																					
居室	個室	41室	16.5m <sup>2</sup> ～ 18.9m <sup>2</sup>																																																					
	うち2人定員	3室	m <sup>2</sup> ～ 23.6m <sup>2</sup>																																																					
	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																																					
	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																																					
一時介護室	個室	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																																					
	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																																					
	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																																					
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1" data-bbox="555 1223 1377 2022"> <tbody> <tr> <td>食堂</td> <td>設置階 2階</td> <td>( 79.3m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>一般浴槽</td> <td>設置階 1.2階 (18.7m<sup>2</sup>・24.8m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室</td> <td>リフト浴</td> <td>設置階 1階 ( 9.7m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー浴</td> <td>設置階 ( m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>設置箇所 各居室</td> <td>2～4階に共用</td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td>設置箇所 各居室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室(健康管理室)</td> <td>設置階 2階</td> <td>( 10.6m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>設置階 テイルム1.3.4階</td> <td>(各43.2m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>面談室</td> <td>設置階 応接室</td> <td>(15.5m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>設置階 2階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>設置階 1～4階</td> <td>( 6.0m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>汚物処理室</td> <td>設置階 1～4階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護・介護職員室</td> <td>設置階 1～4階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能訓練室</td> <td>設置階 5階</td> <td>( 68.0m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>健康・生きがい施設</td> <td>設置階</td> <td>( m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>エレベーター ※ 5</td> <td>1基(うちストレッチャー搬入可 1基)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>設置箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室のある区域の廊下幅</td> <td>両手すり設置後の有効幅員</td> <td>( 1.7m～ . m)</td> </tr> </tbody> </table>			食堂	設置階 2階	( 79.3m <sup>2</sup> )	浴室	一般浴槽	設置階 1.2階 (18.7m <sup>2</sup> ・24.8m <sup>2</sup> )	浴室	リフト浴	設置階 1階 ( 9.7m <sup>2</sup> )	ストレッチャー浴	設置階 ( m <sup>2</sup> )	便所	設置箇所 各居室	2～4階に共用	洗面設備	設置箇所 各居室		医務室(健康管理室)	設置階 2階	( 10.6m <sup>2</sup> )	談話室	設置階 テイルム1.3.4階	(各43.2m <sup>2</sup> )	面談室	設置階 応接室	(15.5m <sup>2</sup> )	事務室	設置階 2階		洗濯室	設置階 1～4階	( 6.0m <sup>2</sup> )	汚物処理室	設置階 1～4階		看護・介護職員室	設置階 1～4階		機能訓練室	設置階 5階	( 68.0m <sup>2</sup> )	健康・生きがい施設	設置階	( m <sup>2</sup> )	エレベーター ※ 5	1基(うちストレッチャー搬入可 1基)		スプリンクラー	設置箇所		居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員	( 1.7m～ . m)
食堂	設置階 2階	( 79.3m <sup>2</sup> )																																																						
浴室	一般浴槽	設置階 1.2階 (18.7m <sup>2</sup> ・24.8m <sup>2</sup> )																																																						
浴室	リフト浴	設置階 1階 ( 9.7m <sup>2</sup> )																																																						
	ストレッチャー浴	設置階 ( m <sup>2</sup> )																																																						
便所	設置箇所 各居室	2～4階に共用																																																						
洗面設備	設置箇所 各居室																																																							
医務室(健康管理室)	設置階 2階	( 10.6m <sup>2</sup> )																																																						
談話室	設置階 テイルム1.3.4階	(各43.2m <sup>2</sup> )																																																						
面談室	設置階 応接室	(15.5m <sup>2</sup> )																																																						
事務室	設置階 2階																																																							
洗濯室	設置階 1～4階	( 6.0m <sup>2</sup> )																																																						
汚物処理室	設置階 1～4階																																																							
看護・介護職員室	設置階 1～4階																																																							
機能訓練室	設置階 5階	( 68.0m <sup>2</sup> )																																																						
健康・生きがい施設	設置階	( m <sup>2</sup> )																																																						
エレベーター ※ 5	1基(うちストレッチャー搬入可 1基)																																																							
スプリンクラー	設置箇所																																																							
居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員	( 1.7m～ . m)																																																						

消防用設備等	消火器	無 <input checked="" type="radio"/> 有
	自動火災報知設備	無 <input checked="" type="radio"/> 有
	火災通報設備	無 <input checked="" type="radio"/> 有
	スプリンクラー	無 <input checked="" type="radio"/> 有
	防火管理者	無 <input checked="" type="radio"/> 有
	防災計画（水害・土砂災害を含む）	無 <input checked="" type="radio"/> 有
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 各居室及び共用施設（浴室・共同トイレ）にナースコールを設置  安否確認の方法・頻度等 要介護の方を中心とした居室見守り（随時）	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※6	無し	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	無し	

※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合（指定居宅介護支援を含む）は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8	前払い方式	<input checked="" type="radio"/> 月払い方式	選択方式
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	1	減額なし	
	2	日割り計算で減額 食費のうち食材費相当額を返金	
	3	不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	社会情勢、物価変動、経営状態の変化、同業他社の動向等	
	手続方法	監督官庁への事前相談→利用者への可否打診→届出→改定	

(2) 前払い方式

非該当のため削除

(3) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	保証金は入居契約以降お振込み 月額利用料等は原則として自動引落とし						
敷金（保証金）	無・ <input checked="" type="radio"/> （400,000円、家賃相当額の か月分）						
月額利用料	円 ～ 円						
年齢に応じた金額 設定	無・ <input checked="" type="radio"/> 80歳未満は80歳到達まで毎月18,250円の割増家賃有り						
要介護状態に応じた 金額設定	<input checked="" type="radio"/> 無・有						
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	生活支援費
		212,250円	40,150	0	62,600	18,250	91,250
		194,000円	40,150	0	62,600	18,250	73,000
算定根拠 ※11	管理費	事務費、設備維持費、施設管理部門の人件費等					
	介護費用						
	食費	1日2,040円で30日計算／食材費は1日858円					
	光熱水費	居室、食事風呂の費用／定額制で別途費用は無し					
	家賃相当額	居室利用料相当額					
	その他	自立の方：90歳以下＝32,850円/90歳以上＝21,900円					
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	介護保険自己負担金、生活消耗品、医療費、理美容、嗜好品、 介護サービス等の一覧表（別添）による有料サービス費						

介護保険に係る利用料  
※13  
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額 (1割の場合)
要介護1	193,446円	19,345円
要介護2	215,981円	21,599円
要介護3	239,894円	23,990円
要介護4	262,087円	26,209円
要介護5	285,657円	28,566円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	(無・有)	(無・有)
夜間看護体制加算	(無・有)	(無・有)
医療機関連携加算	(無・有)	(無・有)
看取り介護加算	(無・有)	(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I) (II)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I)イ (I)ロ (II) (III)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	I II III IV V

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額 (1割の場合)
要支援1	70,722円	7,073円
要支援2	115,440円	11,544円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	(無・有)	(無・有)
医療機関連携加算	(無・有)	(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I) (II)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I)イ (I)ロ (II) (III)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	I II III IV V

(4) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	地域の消費者物価指数、社会情勢、他施設との比較、人件費、維持費、業務委託料等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で行う
前払金の返還金の保全措置	<input checked="" type="radio"/> 有 保全措置の内容（ ） 無の場合の理由（前払金がないため）
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・ <input checked="" type="radio"/> 有 保険名（施設支援事業者賠償責任保険・あいおいニッセイ同和損害保険）
消費税の対象外とする利用料等	預り保証金、居室利用料、介護保険自己負担金
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	<input checked="" type="radio"/> 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

※7 消費税を含む総額表示とすること。

※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法を記入する。

※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。

※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	法令制度に則った運営管理、適切な介護人材の確保、健全な就労環境の維持を事業の柱とし、これらにより、より良いサービスを実現します。
サービスの提供内容に関する特色	個々の意思を尊重し平穏な日常を実現するとともに、可能な限り終末期に至るまで施設でお過ごしいただけるよう努めます。
入浴、排せつ又は食事の介護	<input checked="" type="radio"/> 1 自ら実施    2 委託    3 なし
食事の提供	1 自ら実施 <input checked="" type="radio"/> 2 委託    3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	<input checked="" type="radio"/> 1 自ら実施 <input checked="" type="radio"/> 2 委託    3 なし
健康管理の供与	<input checked="" type="radio"/> 1 自ら実施    2 委託    3 なし
安否確認又は状況把握サービス	<input checked="" type="radio"/> 1 自ら実施    2 委託    3 なし
生活相談サービス	<input checked="" type="radio"/> 1 自ら実施    2 委託    3 なし



(2) 介護サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	小規模修繕・管理業務・生活援助・外出援助
	食費	1日3食・おやつ・お茶・配膳
	その他	小規模修繕・管理業務・生活援助・外出援助
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	給食委託：株式会社 ケイエフケイ リネン：野口 株式会社	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等） ※15	<p>鎌倉静山荘 施設管理者 足立良介 生活相談員 備前洋子 電話：0467-31-6711</p> <p>第三者機関 行政等 神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：0570-022110</p> <p>神奈川県保健福祉局高齢福祉課 電話：045-210-1111</p> <p>鎌倉市保健福祉部高齢者いきいき課高齢者福祉担当 電話：0467-23-3000(代)</p> <p>鎌倉市保健福祉部高齢者いきいき課介護保険担当 電話：0467-23-3000(代)</p>	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	応急処置後、協力医療機関もしくは他の医療機関への搬入を行い速やかに相談員からご家族様へ連絡をします。 事故については検証を行い、再発防止策を講じます。	
事故発生の防止のための指針	無・ <input checked="" type="radio"/> 有	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者様の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、地震等の天災、戦争・暴動等 若しくは入居者様の故意によるものを除いて、速やかに損害を賠償します。ただし、入居者様に過失がある場合には、賠償額を減ずることがあります。	
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協会への加入	無・ <input checked="" type="radio"/> 有
	入居者基金への加入	無・ <input checked="" type="radio"/> 有

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

## 5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所		入居している居室で介護します。 ※ただし、心身の状況により居室移動の場合あり
入を居住後みに替居え室る又場は合施設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱等)	—
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	①施設都合(介護上の理由)による住み替え 適切な介護サービス提供の為、居室を変更することがあります その際には次に挙げる手続をとるものとします。 ・一定の観察期間を設ける ・医師の意見を聴く ・入居者および契約者、又は身元引受人の意見を聴く この場合、利用権の対象居室は変更後の居室となります 契約更新費用の発生や居室利用料の変更はありません。  ②入居者の希望による住み替え (夫婦部屋から2部屋利用へ切換えの場合を含む) 居室利用料が割増しになる場合があります。  原状回復費、状況により移動費用が生じることがあります。
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	無し

## 6 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	医療法人 湘和会 湘南記念病院
	診療科目	総合
	所在地	〒248-0027 鎌倉市笛田2-2-60
	距離及び所要時間	約3km 車で10分
	協力内容	健康相談・緊急時対応
協力歯科医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容		
入居者が医療を要する場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	医師の判断、施設看護師の判断に拠る場合、これを優先し医療機関へ受診します。入居者様のご要望の場合、普段の生活状況、ご要望に至る経緯、心身の御状態を勘案し、場合により御家族へ相談の上、受診を決定します。 通院—協力医療機関への通院同行は月額利用料に含まます	

## 7 入居状況等

(平成 30 年 7 月 1 日 現在)

入居者数及び定員	41 人 (定員 44 人) ※満室				
入居者の状況	男 性	10 人			
	女 性	31 人			
	自 立	0 人			
	要介護	39 人	(内訳)	要介護 1	3 人
			要介護 2	8 人	
要介護 3			9 人		
要介護 4			15 人		
要介護 5			4 人		
要支援	2 人	(内訳)	要支援 1	1 人	
		要支援 2	1 人		
平均年齢	90.41 歳 (男性 89.90 歳 / 女性 90.58 歳)				
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役 職員 を除く参加者数、主な議題等)	平成 30 年 6 月 16 日 (土)  参加者 : 8 名  議題 : 前年度会計報告 運営報告				

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(平成 30 年 7 月 1 日 現在)

	職員数	常勤換算後の		(19時～翌7時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)	
		人数	うち自立者			
従業者の内訳	管理者	1 ( )	/			
	生活相談員	2 ( )			兼務1	
	直接処遇職員	26 ( 20 )		16.6		
	介護職員	21 ( 16 )		14.0		(夜勤者)2
	看護職員	5 ( 4 )		2.6		
	機能訓練指導員	4 ( 3 )				
	理学療法士	( )				
	作業療法士	( )				
	その他	4 ( 3 )				
	計画作成担当者	( 1 )				
	医師	( )				
	栄養士	( )				
	調理員	( )				
	事務職員	( 2 )				
	その他職員	( 1 )				
合計	36 ( 27 )					

注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

- 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
- 3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。  
利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	4.70	3.00	2.00
要介護者の人数	34.33	33.55	35.00
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16	15.0	14.0	15.0
配置している直接処遇職員の人数 ※17	16.0	16.06	16.6
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	2.23 : 1	2.18 : 1	2.14 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 173時間で除して算出		

従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番	7:00	～	16:00
		日勤	9:00	～	18:00
		遅番	10:00	～	19:00
		夜勤	16:00	～	10:00
	看護職員	早番	:	～	:
		日勤	9:00	～	18:00
	遅番	:	～	:	
	夜勤	:	～	:	

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務		1 あり (2) なし							
	兼務に係る資格等	1 あり		資格等の名称						
		(2) なし								
	看護職員	介護職員	生活相談員	機能訓練指導員	計画作成担当者					
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	3	2	2						
前年度1年間の退職者数	1	2	2	3						
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満									
	1年以上3年未満			1						
	3年以上5年未満				1					
	5年以上10年未満			3	8					
	10年以上	1	4	1	7	1		1	3	
従業者の健康診断の実施状況		(1) あり		2 なし						

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人 ( )	介護職員実務者研修修了者	1人 ( )
介護福祉士	12人 ( )	介護職員初任者研修修了者	7人 ( )
介護支援専門員	人 ( 1人)	資格なし	1人 ( )

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を ( ) に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件（年齢、心身の状況（自立・要支援・要介護）等）		概ね65歳以上で、自立・要支援及び要介護の方	
身元引受人等の条件及び義務等		保証人は、入居者の身元（身柄）引き受けの責、および事業者に対する債務について、契約者と連帯して履行の責を負います。	
生活保護受給者の受入れ対応		否・可	
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19		<p>（施設からの契約解除）</p> <p>入居者、契約者、保証人が以下にあげる各号のいずれかに該当し、そのことが以後の契約継続を困難と判断させる場合、この契約を解除することができるものとします。</p> <p>①入居の際に虚偽の書類を提出する、虚偽を記載する等、不正・不適切な方法により入居したことが判明したとき</p> <p>②月額利用料その他の支払いを滞納し、督促にも関わらず支払いがされないとき</p> <p>③この契約その他の契約、管理規定に違反し、警告にも関わらず改善されないとき</p> <p>④入居者自身または他の入居者、事業者の職員の心身や財産等に危害を及ぼす恐れがあり、施設の通常の介護方法ではこれを防止することが困難であるとき</p> <p>⑤建物、設備、備品、敷地を、故意または重大な過失により汚損、破損、滅失したとき</p> <p>事業者がこの契約を解除しようとするときは、事前に入居者と契約者に弁明の機会を設けます。契約解除後の入居者の移転先が決まっていない場合、予告期間中に契約者、保証人及び関係機関等と協議し、移転先の確保に協力します。</p> <p>（契約者からの契約解除）</p> <p>契約者は、30日以上の予告期間をおいて申し出ることによって、この契約をいつでも解除することができます。</p> <p>契約者から契約解除の申し出が無く入居者が施設を退去した場合には、事業者がその事実を知った日の翌日から起算して30日を経過した時点で、この契約は解除されたものとみなします。</p>	
退去者の状況 前年度における	退去先別の人数	自宅等	0人
		社会福祉施設	1人
		医療機関	5人
		死亡者	10人
		その他	0人
	生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)
入居者側の申し出		(解約事由の例) 特養へ転居	1人

体験入居の期間及び費用負担等	1泊2日12,000円（税込み）で6泊7日を限度とする 介護保険は適用外
----------------	---

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

## 10 情報開示

情報開示 ※20 入居希望者等への	重要事項説明書の公開	1 公開（閲覧・ <u>写し交付</u> ）	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開（閲覧・ <u>写し交付</u> ）	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開（閲覧・ <u>写し交付</u> ）	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開（ <u>閲覧</u> ・写し交付）	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開（ <u>閲覧</u> ・写し交付）	2 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）

別添3「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

平成30年 月 日 説明者署名 \_\_\_\_\_

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

平成30年 月 日 署名 \_\_\_\_\_

区分	自立	要介護1～2	要介護1～5
提供サービスの別	利用料金に含まれるサービス	介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス
サービスの提供内容等	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）
1. 介護サービス	提供方法（回数等）	金額（単価）	金額（単価）
①巡回			
・昼間 時～時	有 1日2回＋随時	1日2回＋随時	2時間ごと＋随時
・夜間 時～時	有 1日2回＋随時	1日2回＋随時	2時間ごと＋随時
②食事介助	有		
③排泄	有		
・排泄介助	有		
・おむつ交換	有		
・おむつ代	有		
④入浴等	有 巡回まで	巡回まで	巡回まで
・清拭	有		
・一般浴介助	有		
・特浴介助	有		
⑤身辺介助	有 必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
・体位交換	有		
・居室からの移動	有		
・衣類の着脱	有		
・身だしなみ介助	有		
⑥機能訓練	有 巡回まで	巡回まで	巡回まで
⑦通院の介助	有 協力医療機関は無料	巡回まで 協力医療機関は無料	巡回まで 協力医療機関は無料
⑧緊急時対応	有 24時間対応	近隣病院：1時間	近隣病院：1時間
・チャームール	有 その都度	24時間対応	24時間対応
・その都度			
2. 生活サービス			
①家事			
・清掃	有 巡回まで	巡回まで	巡回まで
・寝具交換	有 巡回	巡回	巡回
・洗濯	有 巡回まで（外部業者）	巡回まで（外部業者）	巡回まで（外部業者）
②居室配膳・下膳	有 療養上必要な場合	療養上必要な場合	療養上必要な場合
③理美容	有	訪問理美容	訪問理美容
④代行	有		
・買物	有 巡回配送業者指定日	対応可能時：1時間	巡回配送業者指定日
・役付手配	無		
3. 健康管理サービス			
・健康診断	有	年2回の機会提供	年2回の機会提供
・健康相談	有 随時	随時	随時
・生活指導	有 随時	随時	随時
・医師の在診	付加	医療機関の在診	医療機関の在診
4. 入退院時、入院中のサービス			
・医療費	無		
・移送サービス	有 協力医療機関は無料	近隣病院：1時間	協力医療機関は無料
5. その他サービス	有	レレベシヨソシなど 外出費等、材料費等	レレベシヨソシなど 外出費等、材料費等

注1) 自立・要介護1～2・要介護1～5を区分した場合に8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。利用料金に含まれるサービスとすること。

注2) 「提供サービス」の別（利用料金）とは、前払金および月額利用料を示す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要介護・要介護1の利用料金に含まれるサービスとすること。

注3) 各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を示すこと。

注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の承認等に応じて、適宜、項目の追加等を行って差し支えない。

注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。